

東大和市総合計画審議会会議の運営及び公開に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東大和市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるとともに、東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成15年規則第38号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第10条の規定に基づき、審議会の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会を招集するときは、招集期日の3日前までに招集の日時及び場所を定めて、委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 通知には、議案を添えるものとする。

(欠席の届け)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、招集の通知を受けた場合において、事故等のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(議事日程)

第5条 会長は、議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員等に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(発言の制止等)

第6条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、または議事を中止することができる。

(退席)

第7条 委員は、会議中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が会議の非公開を決定したときは、非公開とする。

(傍聴の手続)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の当日、会長が指定する場所で東大和市総合計画審議会傍聴人受付名簿（別記様式）に自己の氏名及び住所を記載するものとする。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 規則第3条第2項に規定する先着順は、前条の東大和市総合計画審議会傍聴人受付名簿により受け付けた順序とする。

(傍聴席等)

第11条 傍聴人は、会長が指定した傍聴席で会議を傍聴するものとする。

2 傍聴人は、会議中において傍聴席以外の場所に立ち入ることはできないものとする。

(傍聴人の退場命令)

第12条 会長は、傍聴人が規則第3条第4項に掲げる事項を遵守しないときは、これを制止し、従わないときは、当該傍聴人を退場させることができるものとする。

2 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議の非公開決定の方法)

第13条 規則第4条に規定する会議の非公開の決定は、会長が出席委員の意見を聴いた上で、行うものとする。

(会議録等)

第14条 規則第7条に規定する会議録等について、審議会が、その全部又は一部について公開しない旨を決定したときは、非公開とする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が出席委員の意見を聴いて決定するものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年9月5日から施行する。

2 東大和市総合計画審議会会議の公開に関する事務取扱要領（平成23年1月18日市長決裁）は、廃止する。

別記様式（第9条関係）

東大和市総合計画審議会傍聴人受付名簿

年 月 日開催

受付順	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		